

## 市第37号議案 横浜市学校保健審議会条例の一部改正

### 1 改正の趣旨

平成28年3月に文部科学省から「学校事故対応に関する指針」が発出され、学校での重篤な事故が発生した場合に、学校が主体となって事実関係を整理する「基本調査」と、外部専門家が主体となって事故に至る過程や原因の分析を行う「詳細調査」(※)の実施について示され、横浜市学校保健審議会では詳細調査を行っております。

しかし学校事故の内容は多様であり、詳細調査については、事案ごとに適切な専門家で調査組織を構成し、速やかに調査・検討する必要があります。

については、横浜市学校保健審議会に調査機関となる部会を設け、迅速かつ的確に専門家による詳細調査を実施できるよう、横浜市学校保健審議会条例の一部を改正します。

【※参考：「学校事故対応に関する指針」より】

- 「詳細調査」とは、基本調査等を踏まえ必要な場合に、学校事故対応の専門家など外部専門家が参画した調査委員会において行われる詳細な調査であり、事実関係の確認のみならず、事故に至る過程を丁寧に探り、事故が発生した原因を解明するとともに、事故後に行われた対応についても確認し、それによって再発防止策を打ち立てることを目指すものである。

### 2 改正内容

#### (1) 部会設置に関する条文の追加

部会を設置し、事故の内容に合わせ、より専門的かつ詳細な調査審議を速やかに行うことができるよう、部会を設置する条文を追加します。

#### (2) 教育委員会が認める者を委員に任命することができる条文及び関係者の出席に関する条文の追加

委員の任命については、これまで「学識経験のある者及び学校保健関係者」としていましたが、検討内容に合わせ、専門家（事業者や団体等を含む）等に調査審議に参加していただくことを想定し、条文を追加します。

関係者の出席については、必要な場合に関係者から意見聴取をすることができるよう、条文を追加します。

#### (3) 文言の修正

これまで条例の中で「特別委員」となっていたものを、横浜市附属機関設置条例の用語に合わせ、「臨時委員」に修正します。



【横浜市学校保健審議会 委員名簿】

(委員)

| 選出区分    | 所属等  | 氏名     |
|---------|--|--------|
| 学識経験者   | 横浜市立大学医学部教授                                      | 伊藤 秀一  |
| 学識経験者   | 共立女子大学家政学部非常勤講師                                  | 渋谷 裕子  |
| 学識経験者   | 神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部<br>栄養学科教授                      | 鈴木 志保子 |
| 学識経験者   | ・ 神奈川大学経営学部国際経営学科准教授<br>・ 特定非営利活動法人アクションサポート横浜理事 | 山岡 義卓  |
| 学識経験者   | ・ 平成 28 年度横浜市食育フォーラム委員<br>・ よこはま一人子育てフォーラム会員     | 和田 喜久枝 |
| 学校保健関係者 | ・ 横浜市医師会常任理事<br>・ 学校医部会副部会長                      | 大久保 辰雄 |
| 学校保健関係者 | 横浜市歯科医師会副会長                                      | 河野 伸二郎 |
| 学校保健関係者 | ・ 横浜市薬剤師会常務理事<br>・ 学校薬剤師部会部会長                    | 大木 昭子  |
| 学校保健関係者 | 横浜市 P T A 連絡協議会会長                                | 海上 良太  |

(特別委員)

| 選出区分  | 所属等                   | 氏名    |
|-------|-----------------------|-------|
| 学識経験者 | 横浜国立大学 教育学部教授         | 木村 昌彦 |
| 学識経験者 | 横浜国立大学 非常勤講師          | 井手口 学 |
| 学識経験者 | 横浜市スポーツ医科学センター長・整形外科医 | 青木 治人 |
| 学識経験者 | 弁護士                   | 高岡 香  |



| 現 行  | 改 正 案  |
|--|--|
| <p style="text-align: center;"><b>横浜市学校保健審議会条例</b></p> <p>(第1条及び第2条省略)</p> <p><b>(組織)</b></p> <p>第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。</p> <p>2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、<b>特別</b>委員を置くことができる。</p> <p>3 委員は、学識経験のある者及び学校保健関係者のうちから、教育委員会が任命する。</p> <p>4 <b>特別</b>委員は、学識経験のある者のうちから、教育委員会が任命する。</p> <p><b>(委員の任期)</b></p> <p>第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 委員は、再任されることができる。</p> <p>3 <b>特別</b>委員の任期は、その<b>つと</b>教育委員会が定める。</p> <p>(第5条省略)</p> <p><b>(会議)</b></p> <p>第6条 審議会の会議は、必要に応じ会長が招集する。</p> <p>2 会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。</p> <p>3 会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある<b>特別</b>委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。</p> <p>4 教育委員、教育長及び教育委員会事務局職員は、必要に応じ、会議に出席し、発言することができる。</p> <p>(条文なし)</p> | <p style="text-align: center;"><b>横浜市学校保健審議会条例</b></p> <p>(第1条及び第2条省略)</p> <p><b>(組織)</b></p> <p>第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。</p> <p>2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、<b>臨時</b>委員を置くことができる。</p> <p>3 委員は、学識経験のある者、<b>学校保健関係者<b>その</b></b><b>他教育委員会が必要と認める者</b>のうちから、教育委員会が任命する。</p> <p>4 <b>臨時</b>委員は、学識経験のある者<b>その他教育委員会が必要と認める者</b>のうちから、教育委員会が任命する。</p> <p><b>(委員の任期)</b></p> <p>第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 委員は、再任されることができる。</p> <p>3 <b>臨時</b>委員の任期は、その<b>都度</b>教育委員会が定める。</p> <p>(第5条省略)</p> <p><b>(会議)</b></p> <p>第6条 審議会の会議は、必要に応じ会長が招集する。</p> <p>2 会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。</p> <p>3 会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある<b>臨時</b>委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。</p> <p>4 教育委員、教育長及び教育委員会事務局職員は、必要に応じ、会議に出席し、発言することができる。</p> <p><b>(部会)</b></p> <p><b>第6条の2 委員会に、部会を置くことができる。</b></p> <p><b>2 部会は、会長が指名する委員又は臨時委員10人以内をもって組織する。</b></p> <p><b>3 部会に部会長を置き、会長が指名する。</b></p> <p><b>4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、会長の指名する部会の委員又は臨時委員が、その職務を代理する。</b></p> <p><b>5 第5条第3項の規定は部会長の職務について、前条の規定は部会の会議について、それぞれ準用する。この場合において、第5条第3項並びに前条第1項及び第3項</b></p> |

|  |  |
|--|--|
| <p>(幹事及び書記)</p> <p>第7条 審議会に、幹事及び書記若干人を置く。</p> <p>2 幹事及び書記は、教育委員会事務局職員のうちから、教育委員会が任命する。</p> <p>3 幹事は、会長の命を受け、審議会の所掌事務について、委員及び<b>特別</b>委員を補佐する。</p> <p>4 書記は、会長の命を受け、審議会の事務に従事する。</p> <p>(第8条及び第9条省略)</p> | <p>中「会長」とあるのは「部会長」と、第5条第3項及び前条第1項中「審議会」とあるのは「部会」と、同条第2項及び第3項中「委員」とあるのは「部会の委員」、「臨時委員」あるのは「部会の臨時委員」と読み替えるものとする。</p> <p>6 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。</p> <p>(関係者の出席等)</p> <p>第6条の3 会長又は部会長は、それぞれ審議会又は部会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。</p> <p>(幹事及び書記)</p> <p>第7条 審議会に、幹事及び書記若干人を置く。</p> <p>2 幹事及び書記は、教育委員会事務局職員のうちから、教育委員会が任命する。</p> <p>3 幹事は、会長の命を受け、審議会の所掌事務について、委員及び<b>臨時</b>委員を補佐する。</p> <p>4 書記は、会長の命を受け、審議会の事務に従事する。</p> <p>(第8条及び第9条省略)</p> |
|--|--|